

勝浦市農業委員会会議録

(3月定例会)

平成27年3月24日(火曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、16名でその氏名は次のとおりである。

1番 鈴木 克己	2番 中村 東雄	3番 長谷川 武久
4番 岩瀬 和巳	5番 長田 晴夫	6番 水野 金尋
7番 藤江 義博	8番 鎌田 正敏	9番 元吉 博嗣
10番 土屋 元	11番 竹下 和夫	12番 佐近 茂
13番 西川 知子	14番 数金 清美	15番 吉野 勇孝
16番 末吉 修一		

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中村 泰輔 書記 市東 義之

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
(農地の転用の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)
並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)に
ついて

議案第5号 農地台帳点検等実施規程の制定について

第3 報告

報告第1号 一時転用許可期間終了後の農地復元報告について

第4 その他

○会長（末吉修一委員） 本日はご苦労さまです。

本日の出席委員は16名中16名で、定足数に達しておりますので、会議はここに成立いたしました。

定刻となりましたので、これより平成27年勝浦市農業委員会3月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでありますので、これによってご承知を願います。

○会長（末吉修一委員） それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規程により、会長において、土屋元委員及び竹下和夫委員を指名いたします。

○会長（末吉修一委員） 日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、申請番号2番については、除斥委員該当事案となりますので、申請番号1番を先に審議する事といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご説明します。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は市野川の田2筆、延べ2, 816平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、申請地を取得し農業経営の規模拡大を図りたいとし、譲渡人は、希望により申請地を売り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、市野川集会所やまびこから●側約●●●●●メートルの地点となります。

以上で議案第1号、申請番号1番についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

続いて、地区担当委員の補足説明ですが、申請番号1番につきましては、私が担当となりますので補足説明いたします。

先ほどの申請の概要につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

私の補足説明としまして、3月23日、昨日現地調査を行いました。

譲受人の●●●●さん、譲渡人の●●●●さん、両名と面談が出来ました。

譲渡人の●●さんは、長年営農はしていないという状況でございますので、申請地を売り渡したいと、そういう希望のようでございます。

それから、譲受人の●●●●さんでございますけど、営農活動をかなりやっておりますので、稲作及び椎茸栽培、あるいは果樹、柿ですとか栗も販売しているようですけど、その

ようなことでかなり熱心に営農しているということで、今後、自宅に圃場が近いということですので、規模の拡大を図るには好条件であるということでした。

それから申請地でありますけれど、適切に管理されております。

それから譲受人の営農実態につきましても先ほどのとおりでございますけれども、資料でございますとおとり特に問題ないものと思われまして。

面談あるいは現地確認の結果、許可相当として判断いたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（末吉修一委員） 私及び職員の説明、これで終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） よろしいですか。

それでは質疑が無いということでございます、これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての申請番号1番を採決いたします。

申請番号1番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員であります。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に申請番号2番について審議致します。

●●●●委員が農業委員会等に関する法律第24条の規定により、議事参与制限の対象となりますので退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

（●●委員退席）

○会長（末吉修一委員） それでは休憩を解き、再開いたします。

申請番号2番について、事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご説明します。

資料の2ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は荒川の田、1, 594平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、耕作放棄地である申請地を取得し、再生して農業経営の規模拡大を図りたいとし、譲渡人は、相続をしたが、耕作が困難であるため売り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、市営荒川テニスコートから●側約●●●メートルの地点となります。

以上で議案第1号、申請番号2番についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

続いて申請番号2番につきまして、地区担当委員の補足説明をお願いします。

元吉博嗣委員をお願いします。

○9番（元吉博嗣委員） では説明させていただきます。

概要は事務局の説明のとおりです。

3月22日、申請者兩名と立会したところ、圃場整備した水田ですが、現地はかなりの年数耕作放棄地として、写真のとおり雑草がかなり繁茂し何本か雑木も見受けられます。

伐墾、刈取、焼却すれば畑作として容易に耕作することが出来ると思います。

また、耕作放棄地のモデルケースとなればと思います。

許可要件について確認したところ問題ないと思われまます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○会長（末吉修一委員） これをもって、職員の説明並びに地区担当委員の補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） なしということでございます、これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての申請番号2番を採決いたします。

申請番号2番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。

本案は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

ここで●●委員の除斥を解きたいと思います。

暫時休憩いたします。

（●●委員着席）

○会長（末吉修一委員） それでは休憩を解き再開いたします。

申請番号2番につきましては原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

資料の3ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は、市野川の畑、430平方メートル、太陽光発電施設への転用を目的とした申請です。

施設の概要は、パネル数80枚、発電量19.8キロワットです。

転用の時期は、平成27年5月1日から平成27年6月30日で、資金計画は借入金によるもので、融資の審査結果の書面により確認しております。

申請理由につきまして、申請地の有効活用するため、昨今エコエネルギーとして注目の太陽光発電を行いたいとして申請がなされたものです。

次に申請位置ですが、市野川集会所やまびこから●側約●●●メートルの地点となります。

以上で議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

続きまして、地区担当委員の補足説明でございますけれども、申請番号1番につきましては、これも私の担当となっておりますので補足説明をいたします。

申請の概要につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

3月23日でございますけれども現地調査を行いました。

現地調査の際に、本人はちょっと体調がということで、代理人の●●●●さんと面談いたしました。

申請地でございますけれども、写真にもあるかと思っておりますけれども、ここ数年畑の植え付け等がされて無いという状況でございますけれども、草刈りについてはやっております、適正な管理といえますか、管理されております。

申請者につきましては、ここ数年体調不良、体調がよくないということで、また、かなり土地があつて納税の負担が大きく、空かしている土地が利用できないかということでご

ございました。

所有している土地で有効活用できるものは何かということで、このエコエネルギーということで太陽光発電を行いたいということで考えているようです。

許可要件につきましては、立地条件としては第2種農地ということでございます。

また、隣接農地がありませんので、他への支障をきたすようなことは無いと思われま

す。許可を得てからの代替性も無いと思いますので、特に問題はないという状況でございます。

整地も特に重機を入れてというようなことが無い状況でございますので、転用の実現性は確実であると認められます。

結果、許可相当として判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

○会長（末吉修一委員） 職員の説明及び私の担当委員としての補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

はい、鎌田委員。

○8番（鎌田正敏委員） この場所は自宅にえらく近いようなんですが、100パーセント売電なんですか、それと、キロおいくらなんですか。

○会長（末吉修一委員） 前段の部分については、現在、位置図の申請地の左側の区画が自宅でございます。

自宅は、現在住んでいない状況でございますので、100パーセント売電の考えのようですね。

売電の買い取り価格ですけども、●●●●●円だそうです。

○8番（鎌田正敏委員） はい、ありがとうございます。

○会長（末吉修一委員） 他にはいかがでしょうか。

私、議長ですけども補足説明と申しますか、一応、周りが農地じゃない状況がありますので、近所に対して光の加減ですとかそういう面で十分な説明を今後もしてくれということで、アドバイスと申しますか他の家の迷惑とならないような形で、説明あるいは了解を再度確認しておきました。

質疑よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） よろしいですか。

ご質疑無いようですので、これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員であります。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、申請番号14番から17番につきましては、除斥委員該当事案となりますので、申請番号1番から13番、これを先に審議する事といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成27年3月9日付けで決定を求められるものです。

このたびの3月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画11件、32,133平方メートル、再設定計画6件、20,345平方メートル、合計17件、52,478平方メートルです。

資料の4ページをご覧ください。

申請番号1番、杉戸の田1,193平方メートル、利用計画は普通畑、利用権の種類は使用貸借権です。

設定期間は、平成27年4月1日から10ヶ年の新規設定です。

5ページをご覧ください。

申請番号2番、名木の田5筆、延べ4,341平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年4月1日から5ヶ年の再設定です。

6ページをご覧ください。

申請番号3番、松野の田1,776平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃

借権です。

設定期間は、平成27年4月1日から5ヶ年の新規設定です。

7ページをご覧ください。

申請番号4番、杉戸の田2筆、延べ2, 748平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年4月1日から5ヶ年の再設定です。

8ページをご覧ください。

申請番号5番、杉戸の田1, 977平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年4月1日から5ヶ年の再設定です。

9ページをご覧ください。

申請番号6番、杉戸の田2, 197平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年4月1日から5ヶ年の再設定です。

10ページをご覧ください。

申請番号7番、植野の田7筆、延べ5, 241平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年4月1日から5ヶ年の再設定です。

11ページをご覧ください。

申請番号8番、上野の田836平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年4月1日から5ヶ年の新規設定です。

12ページをご覧ください。

申請番号9番、平田の田3, 024平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年4月1日から5ヶ年の新規設定です。

13ページをご覧ください。

申請番号10番、中倉の田3, 841平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年4月1日から3ヶ年の再設定です。

14ページをご覧ください。

申請番号11番、上野の田5筆、延べ4, 073平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年4月1日から5ヶ年の新規設定です。

15ページをご覧ください。

申請番号12番、白木の畑2筆、延べ3, 639平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年4月1日から3ヶ年の新規設定です。

16ページをご覧ください。

申請番号13番、白木の田856平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年4月1日から5ヶ年の新規設定です。

申請番号1番から13番までの説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） よろしいですか。

これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第3号、農用地利用集積計画の決定についての申請番号1番から13番を採決いたします。

申請番号1番から13番の計画につきまして、本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員ということでございます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に申請番号14番につきまして審議致します。

●●●●委員が農業委員会等に関する法律第24条の規定により、議事参与制限の対象となりますので退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

（●●委員退席）

○会長（末吉修一委員） それでは休憩を解き、再開いたします。

申請番号14番につきまして事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 申請番号14番について説明します。

17ページをご覧ください。

南山田の田2筆、延べ4,914平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年4月1日から5ヶ年の新規設定です。
申請番号14番についての説明を終わります。

- 会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
ご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 会長（末吉修一委員） なしということでございます。
これを持って質疑を終結いたします。
これより議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、申請番号14番を採決いたします。
申請番号14番の計画につきまして、本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

- 会長（末吉修一委員） 挙手全員ということでございます。
よって、本案は原案のとおり決定いたしました。
ここで●●委員の除斥を解きたいと思います。
暫時休憩いたします。

（●●委員着席）

- 会長（末吉修一委員） それでは休憩を解き再開とします。
申請番号14番につきましては原案のとおり決定いたしました。
次に申請番号15番から17番につきまして審議致します。
●●●●委員が農業委員会等に関する法律第24条の規定により、議事参与制限の対象となりますので退席をお願いいたします。
暫時休憩いたします。

（●●委員退席）

- 会長（末吉修一委員） それでは休憩を解き、再開とします。
申請番号15番から17番につきまして事務局より説明を求めます。
中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 申請番号15番から17番について説明します。

18ページをご覧ください。

申請番号15番、杉戸の田2筆、延べ5,759平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年4月1日から5ヶ年の新規設定です。

19ページをご覧ください。

申請番号16番、杉戸の田1,526平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年4月1日から5ヶ年の新規設定です。

20ページをご覧ください。

申請番号17番、杉戸の田2筆、延べ4,537平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年4月1日から5ヶ年の新規設定です。

以上で議案第3号、農用地利用集積計画の決定についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） よろしいですか。

質疑が無いということでございます。

これより議案第3号、農用地利用集積計画の決定についての申請番号15番から17番を採決いたします。

申請番号15番から17番の計画につきまして、本案を原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

ここで●●委員の除斥を解きたいと思えます。

暫時休憩とします。

（●●委員着席）

○会長（末吉修一委員） それでは休憩を解き再開いたします。

申請番号15番から17番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に議案第4号、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） それでは、ご説明いたします。

本案は、平成21年に通知された「農業委員会の適正な事務実施について」いわゆる適正化通知において、毎年度ごとに活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定をすることとなっておりますことから、3月末に案を作成し、平成27年4月1日から4月30日までの1ヶ月間、農業者等からの意見募集を行う必要があります。

このため内容について別紙案のとおり作成することについてお諮りするものです。

個別の内容についてご説明をいたします。

概ね前年度の内容と同一でありますので、変更のある箇所を説明いたします。

また、記載されている数値等については、本日ご審議いただいた3条許可等もあらかじめ含めた数値等でございますのでご承知置き願います。

それでは、別紙様式1というものをご覧下さい。

まず、法令事務に関する点検については、前年と同様の内容となっております。

次の事務に関する点検という項目ですが、カッコ1の農地法第3条に基づく許可事務につきましては、本日の件数を含め1年間の処理件数15件、内許可が15件ということでございます。

これにつきましては、申請者へ許可条件を説明したうえで交付しております。

カッコ2、農地転用に関する事務として1年間の処理件数が、17件となっております。

こちらにつきましては、千葉県知事に決定した意見をそのまま送付しております。

次にカッコ3につきましては、飛ばさせていただきまして、カッコ4の情報の提供等の説明をさせていただきます。

賃借料情報の調査提供につきましては、対象賃借件数、26年度においては106件であります。

農地の権利移動等の状況把握につきまして、移動件数が40件でございます。

基本台帳の整備としまして、整備対象農地が1,458ヘクタール登録されております。

次のカッコ5については、意見募集の後に入るページでございますので、省略します。

次にローマ数字の2、法令事務といたしまして、1番の現状でございますが、これは昨年の4月現在の数字が入っております。

これに対しまして、目標数値が3.2ヘクタールの解消をするというところで、実績につきましては2.6ヘクタール遊休農地が取得されて耕作がなされております。

3番、2の目標達成に向けた活動といたしまして、農家組合へ調査票を配布し、調査及び現地確認を行うとしたものを各農家へ調査票配布による調査及び現地調査を行ったということで、実働人員18名、実施時期が7月から10月の計画に対しまして農地の台帳の公表事務が4月からということで、8月から12月に期間を延ばして行いました。

目標に対する評価の案につきましては、概ね適当である、活動に対しての評価の案としては、良好であるとしております。

次に、3の促進等事務に関する評価でございます。

認定農業者等担い手の育成及び確保ということで、カッコ1の現状及び課題でございますが、26年4月現在の数字としまして農家数676戸、内主業農家50、農業生産法人2法人、認定農業者数、これは3月30日に会議を行い3経営体増える予定ですので、現在数16ですが、19というふうに数字を載せてあります。

この数字については、農林水産課の数字を基に計上しています。

次にカッコ2、26年度の目標及び実績でございますけれども、認定農業者の目標2経営に対して、先ほどご説明したとおり今月3経営体認定される見込みでございますので、実績として計上しております。

この目標に対する評価の案につきましては、概ね適当である、活動に対しての評価の案としては、概ね適当であるとしております。

次に担い手への農地の利用集積、次のページとなります。

26年4月現在、1,496ヘクタールの農地面積、それに対して87.3ヘクタールの集積をしており、集積率は5.83パーセントというところです。

目標と実績ですが、目標は1人30アールの16人ということで4.8ヘクタール、実績につきましては7.8ヘクタール、達成状況は163パーセントということになります。

活動計画では載せていませんが、農地中間管理機構の部分を活動実績の中に追加しております。

目標に対する評価の案につきましては、概ね適当である今後も農地の利用集積を推進する、活動に対する評価の案としては、良好であるとしております。

点検評価の最後になります、3番の違反転用への適切な対応ということで、4月現在の農地面積1,496ヘクタールに対して違反転用面積は1.81ヘクタールであります。

目標については1.81ヘクタールで、実績についてはありません。

活動計画に基づいて活動しているということで、また、事務局員及び地区担当委員による定期的パトロールの他、随時パトロールを実施したという活動を追加しております。

それによって、目標に対する評価の案、概ね適当である、活動に対しても結果は出ませんでした概ね適当であるとしております。

以上が点検評価でございます、次に活動計画の説明をします。

別紙様式2の方に移ります、まず、法令事務、遊休農地に関する措置としまして、現在の状況及び課題でございます。

4月現在の農地の面積1,458ヘクタール、遊休農地面積は455ヘクタール、割合としましては31パーセントということになります。

これについては、現況調査や地目変更等により総面積が減ったものと遊休農地についての調査が進んで参りましたので現況の把握が増えたといえますか、それにより遊休農地が増えたということになります。

課題につきましては、昨年と同様です。

目標案といたしまして、遊休農地解消面積4.5ヘクタールにつきましては、遊休農地の1パーセントということで数字を計上させて頂いています。

活動計画につきましては、昨年と同様の内容としています。

次に促進等事務となります、次のページをご覧ください。

4月現在の現状につきましては、先ほどの点検評価の結果と同様で、認定農業者19経営体というところになります。

目標の設定でございますが、認定農業者2経営体の増を目指しておりますけれども、この目標案の設定につきましては、勝浦市担い手育成総合支援協議会という機関がありまして、その平成27年度末の目標が21名ということから差し引き2名というところで計上しています。

次に2番の担い手への農地の利用集積となります、次のページをご覧ください。

現状につきましては、農地面積が1,458ヘクタール、これまでの集積面積が95.1ヘクタール、これは今月末現在の推定の数字となります。

集積率は、6.52パーセントということになります。

目標案といたしまして4.8ヘクタールの集積面積、設定の考え方といたしましてワンズリー運動に合わせ委員1人あたり30アールとして算出しております。

また、活動計画案につきましては、今年の活動計画案に農地中間管理機構を活用した農地の賃貸借及びという文言を追加しております。

次のページ、3番違反転用への適正な対応ということで、管内の農地面積1,458ヘクタールに対しまして、違反転用の面積1.81ヘクタールです。

違反転用の解消面積といたしましては0.45ヘクタール、これにつきましては違反転用面積の25パーセントということで計上しております。

活動計画につきましては、26年度と同様の内容となっております。

以上で議案第4号、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、鈴木委員。

○1番（鈴木克己委員） 数字の確認というか、別紙様式1の3の違反転用への適正な対応の中のカッコ2の目標の1.81という数字は、違反転用面積と同じだがその数字の確認と最後のページのカッコ4に数字が入っていないけれど説明して下さい。

○事務局長（中村泰輔） 違反転用の目標数値ですが、0.45ヘクタールが正しい数字ですので、訂正をお願いします。

もう一つの質問ですが、意見募集後に内容が入ってきます。

○会長（末吉修一委員） 他にはいかがでしょうか。

ご意見および質疑。

○1番（鈴木克己委員） もうひとついいですか。

○会長（末吉修一委員） はい、鈴木委員。

○1番（鈴木克己委員） 違反転用の実績については、今回無かったんですか。

○事務局長（中村泰輔） そちらについては、県に報告している違反転用の部分ですので、そのものズバリが解消されなにかぎり減らない数字となっている。

新規に発生したとか、発見した違反転用については同じ年内に是正されていますので、プラスマイナスゼロとして考えておりますので、1.81については解消していないこととなります。

○会長（末吉修一委員） 他にはいかがでしょうか。

はい、鎌田委員。

○8番（鎌田正敏委員） これ、4月1ヶ月で意見を募集するんですが、管内の農業者及び農地所有者に意見を募集するのに何か文書を出して回答を貰うとか、どういう方法でやるんですか。

○会長（末吉修一委員） はい、局長。

○事務局長（中村泰輔） この意見募集につきましては、公示の方法で市内4カ所の掲示板に意見募集をしますとていう紙を貼ってですね、内容については農業委員会事務局の窓口での縦覧という方法によります。

○8番（鎌田正敏委員） はい、わかりました。

○会長（末吉修一委員） 機会があれば、担当の地区でこういうことがあると知らしめていただければと思います。

他にはいかがでしょうか。

特によろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○会長（末吉修一委員） 質疑が無いということでございますので、これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第4号、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを採決いたします。本案は修正案のとおり承認することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員ということでございます。よって、本案は修正案のとおり承認されました。

○会長（末吉修一委員） 次に議案第5号、農地台帳点検等実施規程の制定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。
中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） それでは22ページをご覧ください。はじめに、提案理由を朗読いたします。

平成26年4月施行の改正農地法により農地台帳の作成・公表が法定化されたことに伴い、農地台帳における公表事務のガイドラインが平成26年10月14日付けで、全国農業会議所より示されました。

台帳の整備等は自治事務であり、具体的な公表の手続き等は地方自治法および関連政省令、市町村条例の定めに基づき、市町村自治体が決定することとなりますことから、農地台帳の管理・公表等に関する事務実施について規定する農地台帳点検等実施規程を制定するものであります。

次に、内容の説明ですが、他市町との統一性を確保する観点から、本規定につきましては、同ガイドラインで示された農地台帳点検等実施規程カッコ例というものを参考にして編集したものでありますので、各条文の朗読及び説明につきましては割愛させていただきたいと存じます。

以上で議案第5号、農地台帳点検等実施規程の制定についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

はい、鎌田委員。

○8番（鎌田正敏委員） この農地台帳を請求したり、また、閲覧をしたりは、何のためにやるんですかね。
この請求者は。

○事務局長（中村泰輔） 農地の情報を知りたい場合にということになります。

○8番（鎌田正敏委員） 通常であれば、自分の農地なんですかね。
人の農地も見ていいんですか。

○事務局長（中村泰輔） 人の農地を見れます。
利用方法としては、たとえば遊休農地がある場合、誰が持っているのかとか見て、その農地を集積するとかというふうにするのが、一番わかりやすい使い方といますか。
作っている農地も、貸し借りが設定されているのかなども公表されますので、農業上の利用のためとなります。

○会長（末吉修一委員） 他にはいかがですか。
質疑が無いということによろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） これより議案第5号、農地台帳点検等実施規程の制定についてを採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。
よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、日程第3、報告であります。
報告第1号、一時転用許可期間終了後の農地復元報告について、事務局より報告を求めます。
中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご報告いたします。
このたびの3月定例会にご報告すべき報告書の受付件数は1件です。

資料の23ページをご覧ください。

番号1番、平成25年7月16日付けで土砂等の利用による農地造成として一時転用許可を受けた松部の田2筆、延べ2,151.5平方メートルについて、平成27年3月6日に現地を確認しましたところ、農地として復元されておりましたのでご報告いたします。

以上で報告第1号、一時転用許可期間終了後の農地復元報告についての報告を終わります。

○会長（末吉修一委員） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

はい、竹下委員。

○11番（竹下和夫委員） 私から違反転用についての報告を申し上げます。

3月7日に、私の担当地区である宿戸地区で違反転用らしき工事を発見しました。

事務局の方に確認の連絡をしましたところ、農地であることが判明しまして、本人には会えなかったんですけども、近所の方に様子を聞いたところ、勝浦に帰ってきて事業をやるような話でした。

11日に、会長、事務局長と私の3人で当事者宅を訪問したところ、留守であったため、また12日、事務局長と私で当事者宅を再度訪問したところ会えました。

いろいろ話を聞いたところ、3筆2カ所の違反であります。本人は、庭の設計をしているので1カ所でオープンガーデンを造って、自宅の敷地内でカフェを営業したいと言っていました。

そのために駐車場も必要になるということで、1カ所に採石を入れて整地をしていたんです。

その後本人は農地法のことわかり、事務局に相談に伺ったと言っていました。

その土地が、農振農用地であるため転用できない事を説明しまして、その場所については、工事を中止して原状回復するよう指示したところでございます。

本人は、これに対して応じておりました。

駐車場部分については、自宅敷地内で喫茶店を経営するので転用申請が必要であるため、後日、事務局に相談に伺うということ言っていました。

3月18日に本人が事務局に来まして、転用の相談をしたところ駐車場部分以外については、農振農用地なので転用できませんので、今後、果樹を植えて農地として管理することです。

農地を復元後に、また、現地を確認を行うことで話し合っ、現在そのようになっております。

○会長（末吉修一委員） はい、ありがとうございます。

11日の段階で私も、事務局長と竹下委員と確認に行ってきましたけど、その時はまだ工事がまだやってる最中で重機が置いてあった状況ですけど、その後の話につきましては、

竹下委員から報告があったとおりでございます。

他にはいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○会長(末吉修一委員) 発言が無いということでございますので、これをもって日程第4、
その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件はすべて議了されました。

これをもって、平成27年勝浦市農業委員会3月定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時45分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成27年3月24日

勝浦市農業委員会会長

署 名 委 員

署 名 委 員
